

令和8年度西播磨ビジコン・ビジマッチ事業 企画提案募集要項

1 趣 旨

人口減少や少子高齢化が進む中、地域振興、環境、防災及びまちづくりなど幅広い分野で生じる多様な地域課題をビジネス的手法により解決を図るとともに、地域課題に取り組む志を持つ人材の発掘、育成等を目指し、新たな起業を支援するビジネスプランコンテスト（以下、ビジコンという。）を開催する。また、ビジコン応募者と金融機関、投資家等とのビジネスマッチング（以下、ビジマッチという。）を行うことで円滑な起業を支援する

事業実施にあたっては、民間事業者の専門性、ノウハウ・経験、遂行能力等を活用し、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、応募に関して必要な事項を以下のとおり定める。

2 委託内容

- (1) 業 務 名 令和8年度西播磨ビジコン・ビジマッチ事業
- (2) 仕 様 等 別添令和8年度西播磨ビジコン・ビジマッチ事業業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 委 託 費 4,900,000円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 委託期間 契約締結日～令和9年3月26日（金）
- (5) 委 託 者 西播磨ビジコン・ビジマッチ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
（兵庫県西播磨県民局 県民躍動室 地域振興課内）

3 応募資格

兵庫県内に主たる事業所等を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有し、次にかかげる事項をすべて満たしていること。

- (1) 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）の創業・起業支援に精通し、同様な支援の実績があること。
- (2) 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ② 応募の日において、兵庫県の入札参加資格制限基準（指名停止、資格停止）に該当する者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生申立開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
 - ④ 兵庫県が賦課する全ての県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (3) 事業の実施にあたり、本県との打合せなどに適切に対応できること。
- (4) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

4 募集要件

別添の仕様書に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であって、委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

5 企画提案コンペに係る手続き

(1) 企画提案書等の提出

令和8年3月30日(月)から同年4月17日(金)までの間(土曜日、日曜日を除く)に、事務局に持参または郵送すること。なお、受付時間は、各日とも午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。郵送により提出する場合は、4月17日(金)午後5時必着で提出すること。

(2) 提出書類(④は6部、④以外は各1部提出)

① 申込書(様式1)

② 資格調書(様式2)

③ 誓約書(様式3)

④ 企画提案書(A4版、任意様式)

※事業実施スケジュール、事業実施体制について含めること。また、ページ番号を記入すること。

⑤ 経費積算見積書(A4版、任意様式)

※別添仕様書に記載した事業内容について、主要な項目毎に区分し作成すること。

⑥ 添付書類

ア 県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(応募の日の3カ月以内に交付されたもの)

※県税：兵庫県内県税事務所が発行する「納税証明書(3)」

※消費税及び地方消費税：税務署が発行する納税証明書「その3の2」又は「その3の3」

県内に事務所・事業所を有しない等により、県税の課税実績がない場合は、納税証明書に替えてその旨の誓約書(様式4)を添付

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項全部証明書(提出日において発行から3ヶ月以内のもの)(これらの書面が無い場合、これらに準ずる書面(名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類))

ウ 直近の決算書(貸借対照表、損益計算書等)

(3) その他

① 提出された応募書類は審査のためのみに使用し、応募者には返却しない。

② 提案に係る書類作成等、企画提案コンペにかかる一切の費用は、応募者負担とする。

6 募集要項に関する質疑及び回答

(1) 質疑

書面により質疑書を作成し(様式は任意)、令和8年4月9日(木)午後5時までの間(土日を除く)に、事務局に持参、郵送、メール、ファックスなどにより事務局へ届けること。

持参以外の方法のときは、電話により文書等の到着を確認すること。

(2) 回答

令和8年4月15日(水)午後5時までに西播磨県民局ホームページ(企画提案コンペの実施について掲載するホームページに追記)にて回答する。ただし、質問内容によって期限までに回答出来ない場合は、その旨回答する。

(3) その他

書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

7 審査及び受託業者の選定

仕様書に基づく企画提案書等の提出を求め、実績とあわせて内容を審査し選定するコンペ方式とする。

(1) 審査会

委託事業者の決定を行うため、審査会を設置する。

ア 日時

令和8年4月24日(金)予定(時間等詳細については、後日、参加申込者に連絡する。)

イ 場所

兵庫県西播磨総合庁舎(〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都 2-25)

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等及び応募者によるプレゼンテーションの内容に基づき行う。採用する企画は、下記の評価基準により審査会構成員全員が個別に採点し、その合計点の最も高いものとする。同順位の企画が2つ以上ある場合は、委員長が指示する企画を採用する。

なお、応募者が一者のみの応募の場合は、基準点を総得点の60%と設定し、満たした場合のみ採用とする。

【評価基準】

①事業適合性 ②事業効果性 ③事業実行性 ④業務実績 ⑤経済合理性

(3) 審査結果の通知

結果は審査会終了後7日以内に書面で通知する。

8 委託契約の締結

(1) 実行委員会は、委託する業務の内容について、応募書類の内容や審査結果等をもとに、選定された事業予定者と協議し詳細を決定する。その際、企画内容等を一部変更する場合がある。

(2) 契約条項は、実行委員会において示す。

(3) 契約の相手方となる事業者等は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、契約の相手方となる事業者が保険会社との間に実行委員会を被保険者とする履行保証契約を締結する場合など契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを実行委員会が確認したうえで支払う。

(2) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、実行委員会が必要と認めるときは、委託料を減額する場合がある。

10 事務局(問い合わせ先)

西播磨ビジコン・ビジマッチ実行委員会事務局

(兵庫県西播磨県民局 県民躍動室 地域振興課内)

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25

電話：0791-58-2141 / FAX：0791-58-0523

メールアドレス：Nsharimakem@pref.hyogo.lg.jp